

長野県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行します。

なお、平成11年4月30日付け長野県告示第316号（法第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）は、平成19年6月19日限り廃止します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 中間検査を行う区域
長野市、松本市及び上田市の区域を除く県下全域
- 2 中間検査を行う期間
平成19年6月20日から平成22年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
次にいずれかに該当するもの
ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が3以上又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ 法別表第1の(1)から(4)までの項の(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- 4 指定する特定工程
 - (1) 鉄骨造にあっては1階の建方工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあっては2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 5 指定する特定工程後の工程
 - (1) 鉄骨造にあっては、耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他の鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
 - (2) 鉄骨造以外の構造にあっては、2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋コンクリートその他これに類するもので覆う工事
- 6 適用の除外
法第68条の20の認証型式部材等を有する建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

建築管理課

長野県告示第298号

平成11年長野県告示第316号（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）の一部を次のとおり改正します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1の(2)中「平成19年5月31日」を「平成19年6月19日」に改める。

建築管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際護身武道協会
- 3 代表者の氏名
山田 香代
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市豊平3072番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年を含む地域住民、また多くの人々に対し、社会教育の推進を図る活動及び、子供の健全育成を図る活動並びに、日本の伝統文化である空手道・古武道・護身術・整体術の指導、普及に関する事業を行い、青少年の健全育成、地域住民の健康維持、伝統文化の普及、武道の発展、青少年がいいきと活動できる社会作りに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クリミノン・ジャパン
- 3 代表者の氏名
児島 敏子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市追手町2丁目641番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う青少年及び一般社会人を対象として、日本人として必要な道徳意識を育成向上させるため、思いやりと良識を社会に広げる運動を展開させると共に、犯罪予防と犯罪者の福利更生活動の支援を通じ、日本人として誇りある社会の構築に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州アウトドアプロジェクト
- 3 代表者の氏名
島崎 晋亮
吉田 理史
- 4 主たる事務所の所在地
長野市三輪6丁目17番1号城東荘35号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々に対して生活体験や自然体験などの体験活動の普及に関する事業をおこなうことで、多くの人々が心身ともに豊かで文化的な生活を営む一助となることを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くれよん
- 3 代表者の氏名
前島 光明
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷別府2056番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者や高齢者及び乳幼児、病弱者に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、又、介護・支援を必要とする者とその家族に、きめ細やかで質の高い地域生活支援の実践に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人腹話術友の会おやか
- 3 代表者の氏名
掘内 一光
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市川岸東5丁目2番5号
- 5 定款に記載された目的
この法人は子供や障害者・高齢者等に腹話術で心のケアをし福祉の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部市町村課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人 地方自治情報センター
(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
67,728,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニー飯田駅前ショッピングセンター店
飯田市東和町2-35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ユニー株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1
- 3 変更した事項

	変 更 前	変 更 後
名 称	ユニー株式会社	ユニー株式会社
住 所	愛知県稲沢市天池五反田町1	愛知県稲沢市天池五反田町1
代表者の氏名	佐々木 孝 治	前 村 哲 路

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	ユニー株式会社	ユニー株式会社
住 所	愛知県稲沢市天池五反田町1	愛知県稲沢市天池五反田町1
代表者の氏名	佐々木 孝 治	前 村 哲 路

- 4 変更した年月日
平成19年2月21日
- 5 届出年月日
平成19年4月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年5月17日から平成19年9月17日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズタウン若里
長野市若里3-22-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京阪神不動産株式会社

大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	京阪神不動産株式会社	京阪神不動産株式会社
住 所	大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14	大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14
代表者の氏名	阪 尾 正 一	永 田 武 全

大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイエー長野若里店

(変更後) ケーズタウン若里

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
株式会社ダイエー	蓮 見 敏 男	兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1
内藤商事株式会社	内 藤 忠 茂	東京都中央区東日本橋2-23-2
株式会社ビジョンメガネ	吉 田 武 彦	大阪府東大阪市長栄寺4-2
株式会社東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
有限会社ゼロワンプランニング	市 川 順 三	須坂市大字幸高322-3
株式会社アストールほしの	星 野 達 夫	長野市南千歳1-28-3
株式会社きょうしん	小 山 昌 人	群馬県前橋市三俣町3-16-12
株式会社シーポートカンパニー	塚 田 浩 二	長野市大字稲葉2674-1

(変更後)

氏 名	代表者氏名	住 所
株式会社北越ケーズ	山 本 邦 彦	新潟県新潟市河渡庚135-1
株式会社原信	原 信 一	新潟県長岡市坂之上1-4-3
株式会社コダマ	兄 玉 勇 雄	新潟県新潟市大野町3269
株式会社ユニクロ	柳 井 正	山口県山口市佐山717-1
株式会社ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社ライトオン	藤 原 政 博	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社マルシェ	矢 島 敏 男	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
株式会社エフコーポレーション	別 所 秀 一 郎	長野市平林398-1
株式会社ミヤガワ	宮 川 昌 之	長野市大字高田南高田1735-5

4 変更した年月日

平成17年6月29日(建物設置者の代表者氏名)

平成19年4月16日(店舗の名称、小売業を行う者)

5 届出年月日

平成19年5月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年5月17日から平成19年9月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上田東店

上田市常田3-300-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田3-4-57

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	30台	46台
2	16台	—
合計	46台	46台

位置は届出書に添付された図面のとおりに

4 変更する年月日

平成19年12月27日

5 届出年月日

平成19年4月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年5月17日から平成19年9月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営非持地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営非持地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年5月18日から6月14日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

県営大久保池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営大久保池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年5月18日から6月14日まで

3 縦覧の場所

長野市役所豊野支所

農地整備課

公告

県営阿南泰阜地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営中山間総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成9年11月28日

3 工事の完了年月日

平成19年3月28日

農地整備課